

脳卒中急性期医療機関認定基準との関連における医療提供情報報告書の記入について

下記の丸数字（①、②など）は、別紙1「東京都医療機能情報調査票（脳卒中急性期患者受入れ部分抜粋）」の丸数字を付している項目に該当します。

【認定基準1 関連】（全脳卒中急性期医療機関 必須記入項目）

〔脳卒中治療専門医の勤務体制〕

- ・脳卒中治療専門医について、⑨のうち該当する項目に人数を記入してください。

【認定基準2 関連】（全脳卒中急性期医療機関 必須記入項目）

〔検査機器の所有及び稼働状況〕

- ・⑫のうち、01「MRI 所有」、02「CT 所有」のいずれかに1台以上の数値が入ること。

〔緊急時1時間以内に実施可能な検査〕

- ・脳卒中急性期患者の受入可能な時間帯と、緊急時におけるMRI検査又はCT検査の一時間以内の実施可能な時間帯が符合すること。

（例）：通常診療機関帯に脳卒中急性期患者の受入れを行う場合は、少なくとも⑬の01（MRI検査・通常診療時間帯）又は03（CT検査・通常診療時間帯）に「○」印が入ること。

【認定基準3 関連】（全脳卒中急性期医療機関 必須記入項目）

〔急性期のリハビリテーションの実施〕

- ・②に「○」印が入ること。

〔脳卒中急性期患者受入専用病棟の設置〕

- ・⑭の01又は02のいずれかに「○」印が入ること。

〔脳卒中急性期患者受入専用病棟の専門スタッフの設置〕

- ・⑮のうち、08（PT常勤数）又は10（OT常勤数）に1人以上の数値が入ること。

【認定基準4 関連】（全脳卒中急性期医療機関 必須記入項目）

〔脳外科的処置〕

- ・⑤（自院で処置）又は⑥（連携病院で処置）のいずれかに「○」印が入ること。

〔脳神経外科専門医〕

- ・⑤に「○」印を付けた医療機関は、⑨の05（日本脳神経外科学会専門医 総数）に1人以上の数値が入ること。

【認定基準5 関連】（「t-PA 治療実施あり」の脳卒中急性期医療機関 必須記入項目）

〔t-PA 使用に関する医師配置〕

- ・⑨の09（日本脳卒中学会の承認するt-PA使用のための講習会受講者数 総数）に1人以上の数値が入ること。

【認定基準6 関連】（「t-PA 治療実施あり」の脳卒中急性期医療機関 必須記入項目）

〔「t-PA」の使用〕

- ・①に「○」印が入ること。

〔緊急時1時間以内に実施可能な検査〕

- ・t-PA対応の脳卒中急性期患者の受入可能な時間帯と、緊急時におけるMRI検査又はCT検査の一時間以内の実施可能な時間帯が符合すること。

（例）：通常診療機関帯にt-PA対応の脳卒中急性期患者の受入れを行う場合は、少なくとも⑬の01（MRI検査・通常診療時間帯）又は03（CT検査・通常診療時間帯）に「○」印が入ること。

【認定基準7 関連】（「t-PA 治療実施あり」の脳卒中急性期医療機関 必須記入項目）

〔脳卒中急性期患者受入専用病棟の設置〕

- ・⑭の01又は02のいずれかに「○」印が入ること。